平成２３年（フ）第８７４９号
大阪市港区三先２丁目１番16号　シルバーハイツ２Ｃ号
債務者　櫻重量機設こと　櫻木　正雄
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３号
大阪市西成区千本南２丁目５番７号　玉造第２マンション302号
債務者　斉藤　忠文
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４号
大阪府東大阪市客坊町５番23号　ハピネス2000―103号
債務者　前川　武司
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７号
大阪府高槻市藤の里町18番18号
債務者　脇　やす子（旧姓芦北）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３号
大阪市此花区西九条３丁目２番11号
債務者　髙橋　新吾
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１号
大阪市福島区野田２丁目19番19号
債務者　川口　良一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６号
大阪府寝屋川市高倉１丁目９番25―310号
債務者　谷　　真代
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ13―201号
債務者　鈴木　康正
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００号
大阪市大正区千島２丁目４番３―222号
債務者　北川　樹彦
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目４番14号
債務者　河内　律子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―605号
債務者　荒木　惠子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３号
大阪市淀川区西三国１丁目34番３号　安部文化２階、前住所大阪府泉佐野市泉ヶ丘２丁目２番７―１号
債務者　後藤　浩子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９号
大阪府枚方市池之宮１丁目29番１号
債務者　三上　紀男
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３号
大阪府東大阪市岩田町５丁目19番16号
債務者　早田　麻里（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８号
大阪府守口市高瀬町５丁目８番12号
債務者　保苅　路子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９号
岡山県井原市美星町明治4575番地
債務者　澤木　京子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
岡山県倉敷市上富井111番地７　エルディム真木Ａ202号
債務者　内田久美子（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２号
岡山県都窪郡早島町早島2929番地Ｂ―１―１
債務者　渡辺　　隆
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係